

聖籠町訓令第7号

聖籠町職員自己啓発支援助成要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月23日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町職員自己啓発支援助成要綱の一部を改正する訓令

聖籠町職員自己啓発支援助成要綱（平成25年聖籠町訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（助成金の額）

第3条の2 助成金の額は、前条の規定による助成対象経費の合計の2分の1の額とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、助成金の額は、1回の申請につき3万円を限度とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。